

社会保障審議会 介護保険部会（第50回）	結城委員 提出資料
平成25年10月2日	

平成25年10月2日（水）

社会保障審議会介護保険部会

結城 康博  
(淑徳大学教授)

今回の審議にあたって、以下のように私見及び質問を述べさせていただきたい。

**(私見)**

**1. 都市部の高齢化対策について**

都市部の高齢化対策は、低所得者層の介護支援が大きな課題と考える。そのため、例えば、新設特養の居室に関しては、生活保護受給者などの低所得者層を考え、一部、プライバシーに配慮しながら多床室の増設を実施すべきである。なお、状況によって都府県外での特養施設の設置はいたしかたないと考える。

また、低所得者層を対象とした「貧困ビジネス」「法的なグレービジネス（モラル的に疑問）」といった介護サービスの検証・分析も重要と考える。

**2. その他の事項について**

**① 住所地特例について**

サービス付高齢者住宅を住所地特例の対象としていく案。そして、住所地特例対象者において、地域密着型サービス及び地域支援事業を利用できるようにしていく事務局の案に、概ね賛同できる。ただし、繰り返すが「供給が過度な需要を生む」といった弊害を考慮して対応していくべきである。

**② 介護納付金の総報酬割について**

現在暫定的に後期高齢者医療制度に導入されている1/3総報酬割を見据えながら、これらを介護納付金制度にも導入すべきである。

なお、40歳～65歳未満の現役世代が親の介護に直面していることを考慮すると、これらの層も間接的に恩恵を受けていることから、2号被保険者全体で負担するほうが公正だと考える。

**③ 介護サービス情報の公表制度について**

資料の論点に挙げられている法定外の宿泊サービスについての情報公表は、積極的に検討すべきと考える。例えば、「夜間職員の有資格者の有無」「一泊の料金体系」「防火対策」「就寝時の環境整備」など。

**(質問)**

**Q1**：特養のユニット型個室に入所している生活保護受給者は、全国的にどの程度なのか？

**Q2**：原則、サ高住の住所地特例対象者は、介護保険制度は旧住所地の被保険者となるが、市町村による高齢者福祉サービスは、新住所地（サ高住の住所）の事業を活用するという理解でよいのか？

以上